

## 五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 51

みなさんにとって身近な税金、自動車税種別割に関してのお話です。

※ 令和元年10月1日から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。

\*+:...:+\* \*+:... ..:+\* \*+:...o○ ○o...:\* \*+:... ..:+\* \*+:...:+\*

### 5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割の納税通知書は5月1日に発送されます。

お手元に届きましたら、6月1日(月)までに

お近くの金融機関等でお納めください。

\*+:...:+\* \*+:... ..:+\* \*+:...o○ ○o...:\* \*+:... ..:+\* \*+:...:+\*

### Q1 自動車税種別割は誰が払うの？

令和2年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

### Q2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されます。

もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願いします。手続きがない場合は、翌年度も課税されてしまいます。

### Q3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、6月1日(月)まで令和2年度分の減免申請の受付を行っています。

詳しくは、以下へご相談、お問い合わせください。

東京都自動車税コールセンター

(TEL03-3525-4066 平日9時～17時【土日・休日、年末年始を除く】)

大島支庁総務課税務担当

(TEL04992-2-4411 平日8時30分～17時15分【土日・休日、年末年始を除く】)

また、軽自動車種別割に関するお問い合わせは、町村役場へお願いします。